

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分の地方消費税収については、その用途を明確化し、すべて社会保障施策に要する経費に充てるとされています。
令和4年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 98,600 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 799,290 千円

(単位:千円)

事業名	令和4年度 予算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	371,901	29,358	342,543	200,684	9,200	0	132,659	16,365
	老人福祉費	500,852	82,209	418,643	28,417	0	12,354	377,872	46,614
	児童福祉費	210,122	99,748	110,374	77,479	6,100	18,165	8,630	1,065
	小計	1,082,875	211,315	871,560	306,580	15,300	30,519	519,161	64,044
衛生費	保健衛生費	453,724	28,792	424,932	53,250	86,500	5,053	280,129	34,556
	小計	453,724	28,792	424,932	53,250	86,500	5,053	280,129	34,556
合計	1,536,599	240,107	1,296,492	359,830	101,800	35,572	799,290	98,600	

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。